

税申告の準備を始めましょう！

申告期限は平成27年3月16日(月)まで



給与所得者のみなさんへ

勤務先での年末調整はお済みでしょうか？保険等の控除の漏れや扶養人数に誤りはありませんか？扶養控除は重複して受けることはできません。

たとえば、共働き夫婦で子どもがいる場合、夫・妻それぞれ

れていない場合、確定申告が必要です。申告により税金が還付されることもありますので、忘れず申告しましょう。

年金所得者のみなさんへ

年金から天引きされている介護保険料や国民健康保険料または後期高齢者医療保険料は、実際に天引きされている人以外には、控除として計上することはできませんのでご注意ください(天引き分以外については、従来どおりです)。

障がい等の控除について

ご自身または扶養親族に障がい等がある場合で、お勤めの事業所または年金支払者へ障がい等の申告をされていない人は、確定申告を忘れないようにしてください(障がい等の控除が漏れることがあります)。

なお、事業所等への申告の有無は、源泉徴収票で確認をお願いします。

大切に保管しておきましょう

確定申告には、提出しなければならぬ書類がいくつもあります。申告の時に慌てることのないよう大切に保管しておいてください。

▼給与、公的年金等の源泉徴収票

▼生命保険や個人年金、地震保険の保険料控除証明書

▼医療費の領収書

▼住宅ローン残高証明書

▼寄附先から発行される寄附金受領証明書など

▼配当や保険の一時金・満期返戻金の通知書、その他収支計算の根拠となる領収書など

国税庁では、国税電子申告・納税システム(e-Tax「インターネットタックス」)をすすめています。e-Tax(インターネットタックス)は、こんなところが便利です。

① 自宅やオフィスからインターネットを利用して、国税に関する申告・申請・届出等ができます。

② ATMやインターネットバンキングなどを利用して、納税ができます。

③ 給与等の源泉徴収票や医療費の領収書の添付を省略できるようになりました(平成20年

1月から適用、各自で3年間保存)。

※相談会場での通常申告時には省略できません。

ご利用いただくその前に：

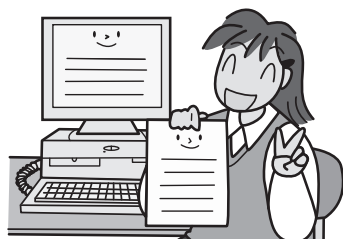
① 事前に電子証明書を取得してください(個人の人は、本庁市民課窓口、または白鳥庁舎振興課戸籍等窓口で発行できます)。

② ICカードリーダーライタをご用意ください。

インターネットホームページ

<http://www.e-tax.nta.go.jp/>

e-Tax で便利に！！



※問い合わせ：総務部税務課
市民税係 ☎67・1837